

革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

プログラム・マネージャー
公募要領

平成26年3月
内閣府

公募要領の構成

	ページ
I 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の概要	2
II 総合科学技術会議が設定するテーマ	8
III プログラム・マネージャー（PM）の公募	12
1. 応募要件等	12
(1) 応募者の要件	12
(2) PMの提案する研究開発プログラム構想の要件	13
(3) 研究開発期間	14
(4) 研究開発経費	14
2. 選定方法	15
(1) 選定手順	15
(2) 選定基準	15
(3) 採択数及び研究開発の金額規模の目安	16
(4) 利害関係者の排除	16
(5) 秘密保持	17
(6) 公表	17
(7) 注意事項	17
3. 応募方法	18
(1) 応募方式	18
(2) 選考・書類提出のスケジュール	18
(3) 提出書類	19
(4) 注意事項	20
4. 留意事項等	20
プログラム・マネージャー提出書類様式	25

I 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の概要

（1）目的

現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面している。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められている。「革新的研究開発推進プログラム」（以下「ImPACT」という。）は、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」である。

ImPACT の究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現である。勿論これは ImPACT のみで達成できるものでないことから、ImPACT で生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指す。

（2）ImPACT の特徴（【参考1】参照）

ImPACT の特徴は次のとおりである。

- ① ImPACT は、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とする。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらし、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。
- ② ImPACT は、総合科学技術会議が設定するテーマについて優れたアイデアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、大胆な権限をPMに付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。

（3）PMによる研究開発プログラムの実施管理（【参考2】参照）

本公募要領に基づきPMの公募が行われ、革新的研究開発推進会議（以下「推進会議」という。）および革新的研究開発推進プログラム有識者会議（以下「有識者会議」という。）における所要の審査を経て総合科学技術会議がPMを決定した後、PMによる研究開発プログラムの実施管理は次のように行われる。

- ①（独）科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、PMの採用に関する総

合科学技術会議の決定を踏まえ、PMを雇用する。なお、雇用契約(*)は、総合科学技術会議がPMの解任を決定した場合に、その決定を履行できるような内容とする。

(*)なお、後述するように、例外的、過渡的措置として、雇用契約の代わりに委嘱契約が認められるケースがある。

PMは、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。確認の後、研究開発機関は、PMのマネジメントの下で、研究開発を実施する。PMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PMは、推進会議に対して選定の承認を求める。

③機構は、PMの方針に基づき、研究開発機関との間で契約を締結する。この際、PMの方針に基づき研究開発計画を柔軟に見直すことができるような契約内容とする。PMによる研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。ただし、国外の研究開発機関の場合には、我が国の産業競争力強化の観点から知的財産権が有効に活用されるよう運用すると共に、技術流出等によって我が国の国際競争力に支障が及ばないよう留意する観点から、機構と研究開発機関との間でこれらに関連する条項を含む研究契約を締結するものとする。

(4) PMに対する進捗管理及び評価

①進捗管理

○有識者会議は、全てのPMから進捗状況について、概ね半年毎に報告を受ける。また、有識者会議は、PMの進捗管理を効果的に実施するため、PM毎に、有識者会議構成員の中から担当構成員を複数名指定する。担当構成員は、担当するPMから進捗状況について随時報告を受ける。

○有識者会議及び担当構成員は、PMから進捗状況報告があった場合又は助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

○PMは、成果の実用化のために規制改革など制度上の改革が必要となった場合には、推進会議に対して制度改革の実現に向けて協力を求める。推進会議は、協力依頼の内容が妥当と判断される場合、関係省庁、関係機関への働きかけなど所要の措置を講じるものとする。

○有識者会議は、進捗状況報告の内容等を踏まえ、必要に応じてPMに対して改善を求めることができる。改善を求めるに際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PMに大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

○有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果(テーマに示された産

業や社会のあり方の変革)が見込めないと判断される場合、総合科学技術会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PMの解任を決定できる。

②評価

○総合科学技術会議は、研究開発終了後にPMの評価を実施する。その実施に当たっては、主として次のような視点による。

(PMが実施管理を行った研究開発プログラムに関する評価)

- ・産業や社会のあり方の変革をもたらす見通しは得られたか。
- ・漸進的ではなく、非連続なイノベーションが生まれたか。
- ・ハイリスク・ハイインパクトなチャレンジは行われたか。
- ・我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集することができたか。

(PM自身の活動に関する評価)

- ・当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開など、PMによるプログラム・マネジメントの過程は適切だったか。
- ・目標通りの成果が得られない場合などにおいて、その原因分析・解析が適切に行われ、今後の我が国におけるPM活動のあり方に関する有益な教訓を導出できたか。

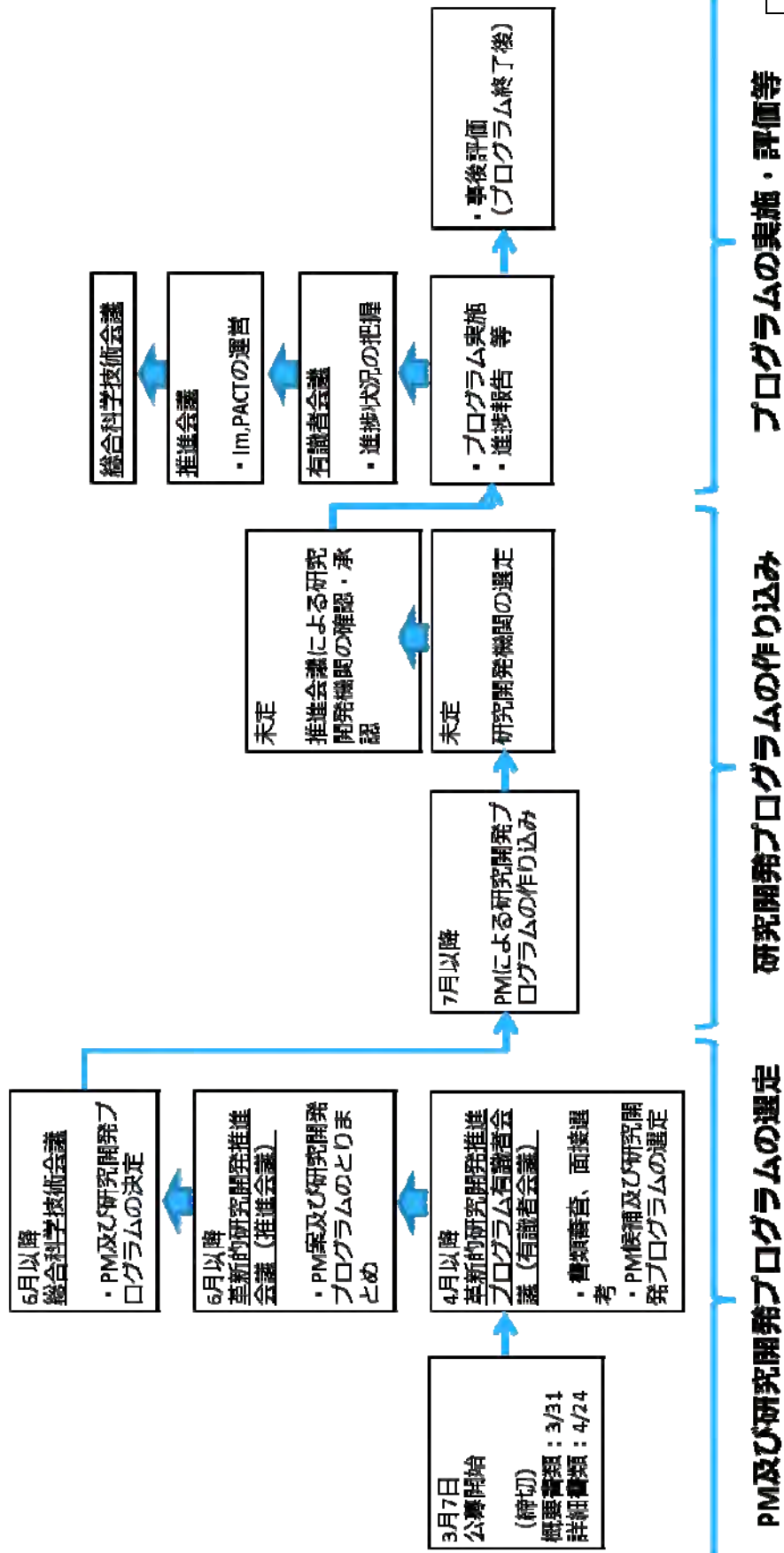
(5) 機構によるPM支援等

機構は、総合科学技術会議によるPMの進捗管理、PM雇用者及びPM活動を支援する立場、適正な基金管理の観点に留意し、適切な体制を構築する。

革新的研究開発推進プログラムの特徴

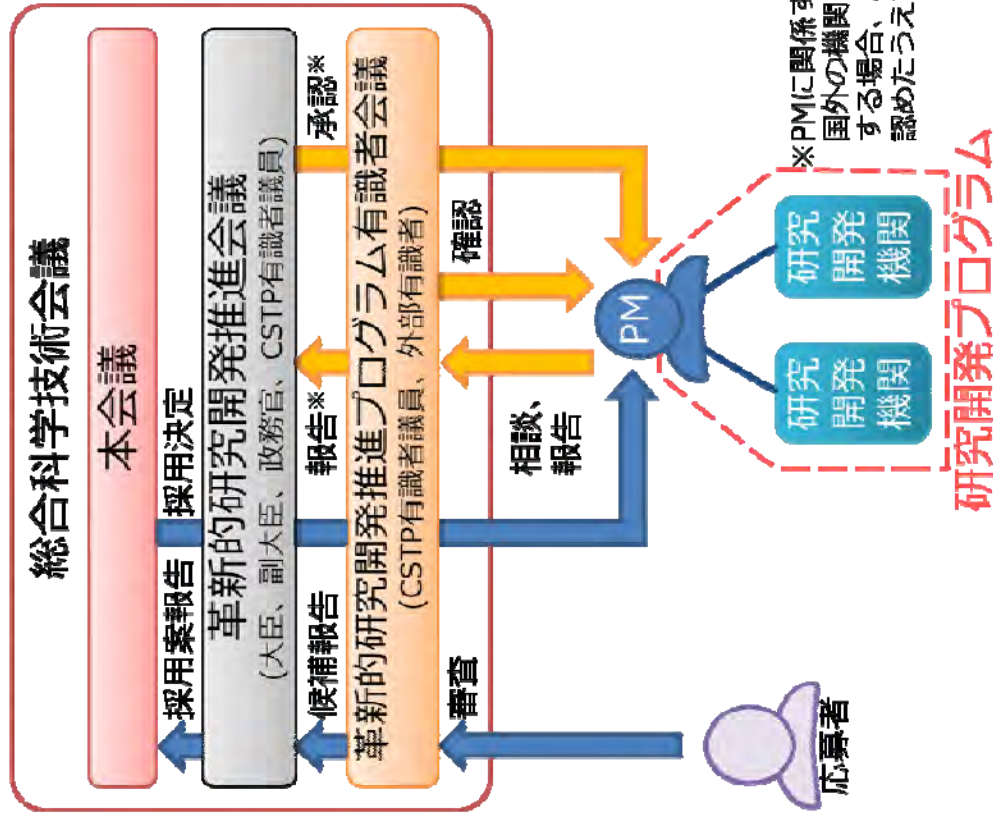
1. ハイインパクト	
非連続 イノベーション	総合科学技術会議の設定するテーマに基づき、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成する。
2. プログラム・マネージャー (PM)	
PM への大胆な 権限の付与	総合科学技術会議が、優れたアイデアをもつ PM を厳選し、大胆な権限を PM に付与。PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングしつつ、研究開発プログラムを企画、実施管理。
3. その他 (執行面の特徴)	
基金による運営	機構に多年度にわたる基金を設立し、研究開発経費等を配分。 経費の使途・金額の変更に高い自由度。 経費の翌年度への繰越が可能 (研究開発機関から機構への手続きが必要)。
PM 支援体制	機構が PM 支援体制を構築。 PM のマネジメントの下、機構と研究開発機関との契約により研究開発を円滑に実施管理。

革新的研究開発推進プログラムの流れ



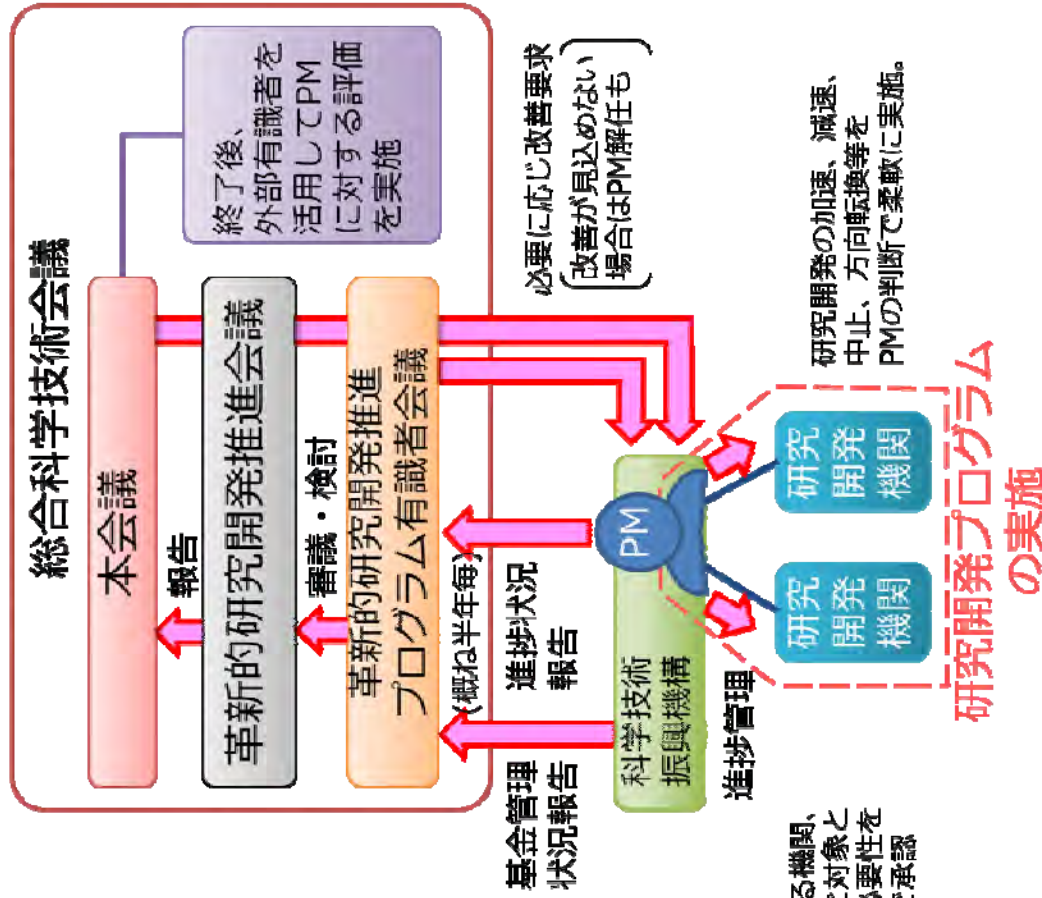
参考2

PM選定、プログラムの形成手順



- ◆ PMは原則として専任。の作り込み
- ◆ 真に必要と認められればPMの国籍は問わない。

プログラムの管理運営・評価



II 総合科学技術会議が設定するテーマ

(1) テーマ設定の観点

総合科学技術会議は、我が国の将来の産業や社会の在り方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進するに当たって、次のような観点からテーマを設定する。

- ①非連続な変化でパラダイム転換をもたらす科学技術イノベーションによって、我が国の産業競争力を飛躍的に高め、豊かな国民生活に大きく貢献するもの
- ②我が国が直面する深刻な社会的課題に対し、従来の常識を覆す革新的な科学技術イノベーションによってこれを克服するもの

テーマ設定は、総合科学技術会議が有する問題意識と目指すべき社会的・経済的インパクトの姿、求められる非連続的なイノベーションなどを広く社会に発信し、PM を広く募る中で、斬新かつ挑戦的なアイデアを積極的に求めるとともに、非連続的なイノベーションの実現に必要な幅広い人材・技術が集合する機会と環境を提示することを意味している。

(2) 設定するテーマ（【参考3】参照）

- ①資源制約からの解放とものづくり力の革新
「新世紀日本型価値創造」
- ②生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現
「地球との共生」

情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現
「人と社会を結ぶスマートコミュニティ」

少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供
「誰もが健やかで快適な生活を実現」

人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化
「国民一人一人が実感するレジリエンスを実現」

テーマ1. 資源制約からの解放とものづくり力の革新 「新世紀日本型価値創造」

問題意識

- ・ 限られた資源の有効活用、高価な資源を用いない高機能化、稀少資源代替が困難
- ・ 海洋などに存在する未利用・未知資源を活用する現実的方法がない
- ・ 生産技術の革新がなければ、高付加価値製品の生産は早期に陳腐化
- ・ 気象条件の変動に対応して、農林水産物の品質、成分、生産量の調整が困難等

求められる非連続イノベーション (例)

空気などありふれた資源や汚泥・廃棄物など価値の無いものを、有用資源や高付加価値材料など価値のあるものに、少ないエネルギーと労力で転換・改質

元素を自在に配列させることによる高機能の発現やナノサイズものづくりといった革新的生産技術で、桁違いの性能向上やコスト低減を実現 (性能 > 10倍、コスト < 1/10等)

機能性・薬効成分、アレルギー物質など、農林水産物の有用成分を自然環境の下でも、自在に生産をコントロール

社会的・経済的インパクトの姿

資源制約から解放されるだけでなく、新たな資源国家として、世界における我が国の存在感を高める

他国がまねできない技術で、高付加価値材料の安価生産と高精度加工を実現し、強化された産業競争力によって世界をリードし、長期的に優位性を持続する

機能性農林水産物等を核とした新市場の創出 (医農工商の概念を変えるエビデンスベースの食生活、医食農同源)

テーマ2. 生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現 「地球との共生」

問題意識

- ・ 生活の質を向上させつつ、大幅な省エネルギーを達成する効果的方法がない (移動インフラ・照明・冷暖房・情報機器など)
- ・ 増加の一途をたどる廃棄物を抜本的に削減する方法がない等

求められる非連続イノベーション (例)

消費電力1/100以下あるいは電気をを用いない新たな発光技術による革新的省エネ照明の実現

外部の環境変化に応じて、電気をを用いずに温度を自動的に調節可能な窓・壁等によって、オフィスビル・住宅・車・農業ハウス等の光熱費削減だけではなく、停電時のリスクにも対応

99%以上の部品が安価にリサイクル・リユース可能で、かつ消費電力が1/100以下の革新的エコ・電子デバイスの実現

社会的・経済的インパクトの姿

電力不要な街灯によって、劇的な省エネ効果と、電力インフラが不十分な所でも照明が可能になり、社会インフラの飛躍的向上と共に、消費電力量を大幅に削減できる

我が国特有の四季の大きな環境変化 (温度・湿度等) に対し、快適な生活・作業環境を維持しつつ、消費電力量を大幅に削減できる

社会の高度化を支えるエレクトロニクス技術の革新と、廃棄物削減・希少資源制約から解放により、革新的省エネ・エコ社会を実現

テーマ3. 情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現 「人と社会を結ぶスマートコミュニティ」

知識基盤社会・高度情報化社会を迎えるに当たり、

- ・身の周りにある膨大な情報を国民生活や経済活動に効果的に活用できていない
- ・現状の通信・情報ネットワーク環境はセキュリティが脆弱であり、多くの危険にさらされている
- ・現状のITインフラでは、今後見込まれる情報の爆発的な増大に対応できない等

求められる非連続イノベーション(例)

スパコンでも解読されない、原理的に限りなく解読不可能な暗号といった堅牢性の高い情報セキュリティ環境の実現

従来のインフラ拡充では実現できない情報通信技術そのものの進歩により、都市郊外、山中、離島、大深度地下、海上や高速移動体でも都市部同様の安定な高速情報通信を可能にする

消費者が求める製品・サービスの嗜好や、カウンセリング等では表れないストレス感や快適感を計測・情報発信

社会的・経済的インパクトの表

一般家庭などの個人情報や行政システムなどの完全電子化が進み、安全・安心・便利なスマートコミュニティを実現

真にシームレスなIT環境の構築によって、社会の高度機能化や産業の高度知識化を実現

消費者が本当に求めている低価格・魅力的商品により、国民消費が大幅に増加

テーマ4. 少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供 「誰もが健やかで快適な生活を実現」

高齢者の健康問題、日常生活の不便や、子供の健やかな成長への不安が解消されていない

- ・自動車や鉄道などの喧噪から解放され、癒される生活を送る効果的な方法がない
- ・身の回りの有害・危険物質(ウイルス・細菌・爆発物・食品安全等)から身を守る簡便で効果的な方法がない等

求められる非連続イノベーション(例)

ビッグデータ等を活用した道路交通のトータルマネジメントにより、交通事故死ゼロ、渋滞の劇的緩和や、宅配時間を分単位に短縮できるスマートソリューション

手や音声を用いず、考えたことが瞬時に機器に反映される革新的インターフェースや、日常の健康管理から身の回りの世話までを行うオペレーションシステム

「光を通し、音を遮断する」シートによる自動車・電車等の騒音の遮断や、家・オフィスなどの窓をふさがずに防音するといった、生活に影響を及ぼす光・音・熱等を自在に制御

生物の優れた機能に学び、身の回りの多様な極微量有害・危険物質を1度に、非破壊・非侵襲・超迅速・超高感度で検出・特定

社会的・経済的インパクトの表

子供や高齢者にとって、真に安心・安全・便利な移動インフラの実現により、交通・物流の概念が変わる

言語を超えた自由なコミュニケーションの実現により、高齢者や障害者の社会活動の拡大と安心・快適な生活を実現

喧噪や心理的圧迫感等から解放された世界で最も快適な生活環境を世界で最も高度に機能化された社会において実現

自宅・公共の場所など生活空間の安全確保や、食生活・体調管理など生活の安心確保により、国民が豊かさや安全・安心を実感できる社会を実現

テーマ5. 人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化「国民一人一人が実感するけがり」を実現」

- | | |
|--------------|---|
| POINT | <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の予測や影響制御、災害時の迅速な捜索・救助・輸送、橋や道路などのインフラ復旧や緊急時の通行確保、災害・事故等で発生した有害物質や危険物等の拡散防止と除染など、自然災害への備えが十分ではない ・大雨・強風・夜間等の極限環境下での高度な機動力の発揮や、構造物の遠隔解体等の重作業の安全・迅速化が困難 等 |
|--------------|---|

求められる飛躍的イノベーション（例）	社会的・経済的インパクトの姿
ロケット・衛星の飛躍的性能向上（重量1/10以下、観測能力10倍以上など）による都市や町のサイズより詳細な局所的な天気予報や、自然災害の超高精度影響予測技術等による被害の最小化とエネルギー等の有効利用	自然災害の超高精度予測と被害の最小化、自然災害の巨大なエネルギーの利用など、人知を超える自然災害の影響を制御し、積極利用
広範囲に拡散した有害化学物質、細菌、ウイルス等に対する迅速・簡便かつ人体に悪影響を及ぼさない除染	超早期除染による下痢・発熱等をもたらす感染症拡大の最小化など、安心・安全な生活環境の迅速な復旧を実現
基礎工事なしに、迅速に、かつ場所を問わず橋などの大型構造物を設置	災害時・緊急時のインフラ超迅速復旧による被災者の安心確保など、多様な災害に対応した安心・安全な社会の実現
悪天候や夜間などの悪条件下やがれき等の極めて狭い空間等でも使用できる観測・監視システムや、迅速な捜索・救命活動を自律協調し行うロボット	救助作業の超迅速化・救助率の飛躍的向上、人が行う高危険作業の最少化など、真に安全な社会基盤を構築するとともに、自律的な海洋・海底調査による有用資源確保など、豊かな社会を実現

Ⅲ プログラム・マネージャー（PM）の公募

1. 応募要件等

（1）応募者の要件

以下のすべての要件を満たすものとする。

- ①応募は、共同提案ではなく、1名でなされること。
 - ②応募するテーマに関連して、事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有すること。
 - ③機構に雇用され、PM 業務に専任できること。採用決定後3か月以内で可能な限り速やかに機構との雇用契約（機構による直雇用、機構への出向等）を締結できること。（雇用契約の調整に特段の困難がある場合、有識者会議の承認の下、採用決定後1年以内に締結すること。）
 - ④制度の主旨を踏まえ、上記③に基づくPM業務への専任を基本とするが、次に掲げる場合に限り、兼任とする必要性をPM選定過程において十分に審査した上で、例外的に兼任を認めることができるものとする。
 - (i) 現在大学に所属する応募者が、大学におけるクロスアポイントメント制度（*）を利用し、10%以下のエフォート率で大学教員としての業務（下記(ii)の研究業務を含むことはできない。）に従事する場合。
 - (ii) 現在大学、独立行政法人等公的機関に所属する応募者が、研究開発プログラムのうち一部の研究開発をPM自らが実施することが成果を得る上で極めて効果的であると判断し、10%以下のエフォート率でImPACTに係る機構からの委託研究の研究担当者として従事する場合。（大学に所属する応募者の場合、本研究業務以外の教員業務を含めても大学におけるエフォート率総計は20%以下。）
- （*）クロスアポイントメント制度が整備されていない大学については、以下を条件に、過渡的措置として機構からの委嘱契約によりPMとして参加することができる。
- (a) 当該大学においてクロスアポイントメント制度が整備される見込みがあること。

(b) 採用決定後 1 年以内に機構との雇用契約を締結すること。

(参考) エフォートについて

PM 形態	ImPACT の 研究実施	PM としての エフォート	PM 以外の エフォート
専任	PM 自らは 実施しない	100%	
		兼任	PM 自ら 実施する
80%超	【大学・独法等所属者の場合】 10%以下 (ImPACT 研究業務)		
			【大学所属者の場合】 20%以下 (教員業務 10%以下+ ImPACT 研究業務 10%以下)

※専任が原則であり、兼任は例外的なケースである。

⑤応募段階における PM の居所が海外である場合には、採択後、速やかに居所を日本国内に移し、研究開発プログラム実施期間の全体にわたって PM 業務を確実に実施できること。テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PM の国籍は問わない。

(2) PM の提案する研究開発プログラム構想の要件

研究開発プログラム構想は、以下のすべての要件を満たすものとする。

なお、制度の主旨を踏まえ、産業や社会のあり方の変革という「出口」から遡ったバックキャスト型の研究開発プログラム構想である必要がある点特に留意する。

また、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれる。

- ①総合科学技術会議が設定したテーマに基づく構想であること。
- ②実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらし、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指すものであること。（既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。）
- ③我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集するものであること。
- ④正確な科学的裏づけに基づき、その必要性・妥当性・実現性を容易に説明できる構想であること。

（３）研究開発期間

研究開発機関における研究開発の実施期間は、3年間以上5年間以内（ただし、平成26年度は、研究開発の開始時期に関わらず1年間と計算する）とし、当該機期間全体にわたる多年度での研究開発資金の使用を可能とする。ただし、各研究開発機関における研究開発実施期間については、PMの方針の下、柔軟に設定することを可能とする。

（４）研究開発経費

研究開発機関における研究開発経費は、直接経費総額の上限（概算額）を設定し、その範囲内において、機構に設立する革新的新技術研究開発基金から配分する。研究開発経費の詳細については、PMとして採用後に研究開発プログラムの実施に関する計画を確定する際に検討されるため、本公募において、応募者が行う作業については、あくまで概算で良いこととする。

PMが選定する研究開発機関における研究者や研究支援者等の人件費、消耗品費、専用の施設の借料等、装置設備費・運転費、国際シンポジウム等の会議費、管理経費等に使える自由度の高い経費を、研究開発機関に対し、機構が委託研究契約により配分する（【表1】参照）。

- ①物品費： 備品、消耗品等を購入するための経費、主として研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費
- ②旅費： 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張等
- ③謝金・人件費等： 研究者及び研究支援者・研究補助者の人件費や研究開

発への協力に係る謝金等

- ④その他 : 上記のほか当該研究課題を実施するための経費に充当可能
- ⑤管理経費 : 上記費用の合計の10%以下まで計上可能

2. 選定方法

(1) 選定手順

○PMの採用は有識者会議および推進会議の審査・検討を経て、総合科学技術会議が決定する。その際、必要に応じ、応募者からのヒアリングを行う。また、産学官の関係団体等からPM応募者及びPM応募者が提案する研究開発プログラム構想に関する意見を聴取し、当該意見を審査の参考とすることがある。さらに、本プログラムの推進方策に関し広く国民の意見を聴取し、当該意見を審査の参考とする。

○PMに採用が決定した者は、速やかに機構と雇用契約を締結し、約3ヶ月間を目途に応募時に提案した研究開発プログラム構想の作り込み（作り込みの活動の詳細については「IV.(2)研究開発プログラムの作り込み」を参照）を行い、研究開発プログラムを完成させる。有識者会議における研究開発プログラムの確認を得て、研究開発活動を開始する。なお、PMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合には、推進会議の承認を得て、研究開発活動を開始する。

(2) 選定基準

主たる選定基準は、以下のとおりである。

①PMの資質・実績

- 事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動等に関する卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力。
- テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発動向の把握能力。
- 幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- 研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- 産学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。
- ハイインパクトなイノベーションを成し遂げようとする意欲。
- 自らの研究開発プログラム構想について、対外的に分かりやすく説明する力。

②PM の提案する研究開発プログラム構想

(i) ImPACT の制度主旨との整合性

○PM の構想は、総合科学技術会議が設定したテーマに基づくこと。

○PM の構想の目標は、実現すれば我が国の将来の産業や社会のあり方の大きな変革をもたらすものであること。(広く国民の生活に還元されるようなものであること。)

○PM の構想は、他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。(既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながるものであること。)

○PM の構想は、既存の分野・研究領域に捉われず、異なる分野や領域の連携が求められるものであること。(単に特定の分野や領域を示すものではないこと。)

○PM が構想する実施体制は、我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集できるものであること。(研究開発プログラム構想の実施体制の適切性、参加者の見通しなど体制構築の実現可能性。)

国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることとする。

(ii) 構想内容の妥当性

○PM は、提案する構想がハイリスクであっても、その実現可能性を合理的に説明できること。(実用化・事業化に向けた合理的なシナリオが説明できること。)

○PM が構想する研究開発プログラムの実施に関する計画が妥当なものであること。(研究開発プログラムの資金的規模の妥当性、実施期間から見た成果設定の妥当性。)

○PM が構想の成果として提案する内容は、検証可能なものであること。

(3) 採用数及び研究開発の金額規模の目安

PM 採用数は、十数名程度を目安とし、PM 1 人あたりの研究開発プログラムの金額規模は総額 30 億円程度から 50 億円程度を目安とする。ただし、採択件数及び研究開発の金額規模はあくまでも目安であり、課題の内容によって増減があり得る。

なお、研究開発の金額規模は、実施しようとする内容に見合った適切な額とするものとする。

(4) 利害関係者の排除

推進会議、有識者会議の構成員(以下「構成員」という。)は、応募者が利

害関係者に該当するか否かを確認した上で、該当する場合にはその旨事務局（内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当））に申し出るとともに、当該応募者に係る提案の審査には参画しない。

（５）秘密保持

構成員は、審査の過程で知ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。構成員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

（６）公表

応募状況、選定過程及び選定結果について、内閣府及び総合科学技術会議内に設ける ImPACT 用ホームページに以下の内容を公表する。ただし、個人情報・営業秘密その他公表が適切でない事項に関しては、この限りでない。

①応募状況に関すること

○応募者数（テーマ毎）

②選定過程に関すること

○総合科学技術会議、推進会議及び有識者会議の構成員、議事経過及び概要

③選定結果に関すること

○採用数及び不採用数（テーマ毎）

○採用者に関する以下の内容

- ・採用者の氏名、所属企業・研究開発機関名及び役職
- ・提案した研究開発プログラム構想の概要
- ・採用理由

○不採用者（有識者会議による面接選考対象となった者）に関する以下の内容

- ・応募番号
- ・不採用理由

（７）注意事項

選定期間中（PM の公募開始から選定結果の通知まで）に、総合科学技術会議、推進会議及び有識者会議の構成員に対して、選定に影響を与える行為を行うことを禁止する。当該行為があった場合には、当該行為を行った者の氏名及

びその旨を公表するとともに、態様によっては、当該行為に係る提案を不採択とする場合がある。第三者を介して行う場合も、同様とする。

3. 応募方法

(1) 応募方式

PM の応募は、書類（紙媒体）を提出することにより行う。応募書類の提出は以下の宛先への発送に限る（持ち込みは認めない）。発送は配達記録が残る方法（書留郵便、宅配便など）によるものとし、各提出期限までに到着したもののみを有効とする。また、封筒の表に「ImPACT・PM 応募書類在中」と朱書すること。

【応募書類発送先】

〒100-8970

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 8 階
内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室

電話：03-3581-1143, 03-3581-5525

なお、提出書類によって締切が異なるので注意すること。

(2) 選考・書類提出のスケジュール

選考は書類選考、面接選考により行う。（なお、PM 応募者に加えて、PM 応募者に推薦状を提出した者に対するヒアリング調査を行うことがある。）

選定スケジュールは以下の通り。ただし、予告なく変更となる場合がある。
書類選考合格者に対する面接実施予定日は、予め通知する。

なお、面接選考の結果、採用可否を直ちに判断することが困難な場合、研究開発プログラム構想の明確化、見直し等を求めた上で、面接選考から 3 ヶ月以内を目途に実施する追加審査の対象とすることがある。この場合、追加審査を経ない採用者とは採用時期が異なり得る。

概要書類の提出開始	平成26年3月17日(月)
概要書類の締切 紙媒体により提出	<u>3月31日正午必着<厳守></u> <u>必須提出書類:【様式1】</u> <u>期限に必着のこと</u>
詳細書類の締切 紙媒体により提出	<u>4月24日正午必着<厳守></u> <u>必須提出書類:【様式2】・【様式3】</u> <u>期限に必着のこと</u>

書類選考期間	～5月中旬
面接選考への 出席要請 (書類審査合格者のみ)	5月中旬【注1】
面接実施予定日	5月下旬頃
選考結果の通知・発表 (応募者全員)	6月～【注2】
採用	6月～

【注1】面接実施予定日については、内閣府ウェブサイトにおいて予め公表することとしている。対象者に対する面接への出席要請は、面接実施予定日の直前となることも予想されることから、予め通知する面接実施予定日に東京で実施される面接に対応できるようにしておくこと。

【注2】面接選考の結果、採用可否を直ちに判断することが困難な場合、面接審査後に追加審査を実施する場合がある。

(3) 提出書類

- PM 応募者は、以下の①及び②に関する書類を作成の上、前項に示した締切までに提出すること。
- 提出書類は白黒・カラー印刷は問わないが、白黒複製した場合に、その内容が判別可能とすること。また、片面印刷、クリップ留め（ホッチキス使用禁止）とすること。
- 【様式1】【様式2】【様式3】共に、正本および写し3部を提出すること。

①概要書類の締切（平成26年3月31日）までに提出するもの（※書類（紙媒体）で提出のこと。）

i) PM 応募者の基本情報、PM 応募者が提案する研究開発プログラム構想の概要【様式1】

○合計5頁以内（様式1-1を1頁、様式1-2、様式1-3を各2頁以内）とすること。

ii) 宛名を記載した返信用封筒（切手を貼付すること。）

○内閣府からPM 応募者に対して、書類到着確認状及び審査結果通知を郵送するので、長型3号の封筒2枚に氏名、送付先住所、郵便番号を明記の上、82円分の切手を貼付して提出すること。

②詳細審査の締切（平成26年4月24日）までに提出するもの（※書類（紙媒体）で提出のこと。）

i) PM 応募者の基本情報、PM 応募者が提案する研究開発プログラム構想の詳細について【様式2】

○合計10頁以内とすること（各項目の記載量は任意）。

○参考資料の添付は妨げないが、厳に必要最小限にとどめること。

ii) PM 応募者が、事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動に卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有することを証明するための複数名（厳選すること）からの推薦状【様式3】

○審査過程において、推薦状提出者に対してヒアリング・電話等による調査を行う可能性があるため、調査に協力いただける方からの推薦状を提出すること。

○推薦者は、日本国籍を有する者に限らない。英語による推薦状の提出も可。

iii) 宛名を記載した返信用封筒（切手を貼付すること。）

○内閣府からPM 応募者に対して、書類到着確認状を郵送するので、長型3号の封筒1枚に氏名、送付先住所、郵便番号を明記の上、82円分の切手を貼付して提出すること。

③以上に加えて、選考過程において、事務局から応募者に対し、追加的な情報提供を求めることがある。

(4) 注意事項

①選定過程において、事務局から応募内容等について問い合わせを行う場合、追加資料の提出を求める場合がある。

②提出書類に欠陥がある場合、提出書類に法令違反・公序良俗違反の内容を含む場合、この応募要領に規定する形式に反する場合は、正式な応募として受理しない場合がある。

4. 留意事項等

(1) 研究開発経費の管理等

研究開発経費の管理にあたり、PM、研究開発機関及び機構は以下の点に留意すること。

①経費の不正な使用等に関する措置

ImPACTにおいて、経費の不正な使用等が認められた場合は、経費の全部

または一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った者は、一定期間、プログラムへの参加を制限する。制限期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成24年10月17日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じるものとする。

また、当該不正使用等の内容は、他省を含む他の主要な研究制度担当者に提供する。これにより、他の研究制度への申請及び参加が制限される場合がある。

②研究開発活動の不正行為に関する措置

ImPACTにおいて、研究開発活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、不正行為に関わった研究開発機関の経費の全部又は一部の返還を求めるとともに、一定期間、革新的研究開発推進プログラムへの参加を制限する。制限期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成24年10月17日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じるものとする。

また、当該不正行為等の内容は、各省を含む他の主要な研究制度担当者に提供する。これにより、他の研究制度への申請及び参加が制限される場合がある。

③他の研究制度において申請及び参加の制限が行われた者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の研究制度において、研究費の不正使用等又は研究開発活動における不正行為により、当該制度への申請及び参加が制限された者については、当該制度において申請及び参加が制限されている期間中、革新的研究開発推進プログラムへの申請及び参加を制限する。

④関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、関係法令・指針等に違反し研究開発を実施した場合は、PMの採用、同PMが実施管理を行う研究開発プログラムへの研究開発経費の配分を取り消すことがある。

(2) 研究開発プログラムの継続が困難な場合について

以下の事由が生じた場合は、研究開発プログラムの継続の可否について、総合科学技術会議が判断する。

①PMの死亡、PMに後見開始の審判等があった場合

②PMによる研究開発経費の不正使用又は研究開発活動における不正行為が行われた場合

③その他研究開発の継続が困難な相当の事由が生じた場合

IV PM 採用後の研究開発プログラムの推進について

(1) PM の責務

PM は研究開発プログラムの企画、立案及び実施など研究開発プログラム全体に責任を負う。

特に、PM は、有識者会議に対する進捗状況の報告等の責務を負う。有識者会議は PM からの報告内容を踏まえて、必要に応じて PM に改善を求めることがある。

(2) 研究開発プログラムの作り込み

PM は、採用後、応募時に提案した研究開発プログラム構想に基づき、研究開発機関の選定、研究開発機関間の役割分担、研究開発機関毎の研究実施計画、研究開発経費の配分計画等、最終的な研究開発プログラムを作り込み、確定させる。その過程ではワークショップ、シンポジウムやアイデアコンテスト等を実施することにより、各界の意見を取り込み、研究開発プログラムを深化することが期待される。

なお、研究開発経費については、機構に設立された革新的新技術研究開発基金により、推進会議が決定する基金の運用に係る方針等に基づき執行する。

(3) 研究実施機関の選定

PM は、研究開発プログラムの作り込みの過程で、我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集するという制度の主旨に則り、公募や指名など適切な方法により研究実施機関を選定した場合、有識者会議の確認を得た上で、機構と各研究開発機関との間で契約を取り交わし、研究開発プログラムに参加させることができる。

PM は、PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、推進会議に対して選定の承認を求める必要がある。なお、日本国外の機関については、機構との間の契約条件に合意が得られない場合も想定されるところ、推進会議による承認後 1 年以内に契約締結の見通しが得られない場合には、承認を取り消す。

(4) PM に対する評価・進捗管理等

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）、「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針取扱要領」（平成 26 年 2 月 27 日総合科学技術会議革新的研究開発推進会議）等に基づき、総合科学技術会議、推進会議、有識者会議により、PM に対する評価・進捗管理が行われる。

有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技術会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PM の解任を決定できる。

一方で、PM は、有識者会議に対して助言が求めることができる。有識者会議は、PM から助言が求められた場合、必要に応じて適切に助言するものとする。

また、PM は、成果の実用化のため、規制改革など制度上の改革や政府調達・政策金融等の制度の効果的な活用が必要となった場合には、推進会議に対して制度の改革や活用に向けて協力を求めることができる。推進会議は、協力依頼の内容が妥当と判断される場合、関係省庁、関係機関への働きかけなど所要の措置を講じるものとする。

(5) PM に対する機構の支援

機構は、PM による研究開発プログラムの実施管理をより効果的、効率的なものとするため、以下の支援を行う。

- (a) 専門的スタッフの配置による研究開発戦略立案、研究開発実施管理、研究開発成果展開等に関する PM 補佐業務（技術動向調査、研究開発機関における進捗状況の調査、渉外等）
- (b) 本事業に共通する広報、アウトリーチ活動に関する支援（シンポジウム開催、要覧作成、ホームページ作成等）
- (c) 委託研究契約の締結、備品調達、出張手続き等に関する事務支援
- (d) 利益相反マネジメント、安全輸出管理等のコンプライアンス活動を通じた PM 活動の円滑化
- (e) 執務環境の提供
- (f) その他必要な支援

(6) その他

PM の雇用条件については、次を原則とし、PM 採用決定後、機構と PM との間で雇用契約を結ぶものとする。

- ・勤務地：東京都内
- ・任期：研究開発プログラム終了時まで（最長で平成 31 年 3 月 31 日まで）。
- ・給与：年俸制。約 2 千万円／年を基準とし、個別事情を考慮し決定。各種保険完備。
- ・契約形態：単年度契約。年度ごとに契約を更新。

【事務局及び問い合わせ先】

〒100-8970

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 8 階

内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室

電話 : 03-3581-1143, 03-3581-5525 FAX : 03-3581-9790

ホームページ : <http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/>

(ホームページからも提出書類様式のダウンロードが可能)

※個別の提案に係る選定経過等に関しては、一切回答できない。

※本公募に関する Q & A を上記内閣府ホームページに掲載予定であり、適宜参照のこと。

革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

PM 応募者提出書類様式

【注意事項】

- 提出日時点における情報を記入すること。
- 原則として、文字サイズについては10ポイント、フォントについては、日本語はMSゴシック、英語はCenturyを使用すること。また、行間は1行とすること。
- 太字・下線及び図画の使用については、それぞれ「※文字装飾可」、「※図画可」の記載がある項のみ認める。なお、図表に用いられているものを除き、文字は全て黒色とすること。
- 各表の縦幅は必要に応じて変更を認めるが、横幅は変更を認めない。
- 様式1-1は1頁とすること。様式1-2、様式1-3はそれぞれ2頁以内とすること。各項目の記載量は特に指定がない項目については任意。
- 様式2は合計10頁以内とすること。各項目の記載量は任意。
- 様式3の記載量は任意。
- 締切後の書類の修正は、一切認めない。
(ただし、詳細書類における概要の修正は認める。)

整理番号： _____

様式 1-1

研究開発プログラム構想の概要（様式 1-2 及び様式 1-3 のサマリー）

PM 応募者	氏名（現所属機関、職名）	
研究開発プログラム名		
該当テーマ名	※総合科学技術会議の設定した次の5つのテーマのうち、最も関係の深いものを1つ記載	
キーワード	※出口、コンセプト、技術等、プログラム構想の特徴を表すキーワードを3つ記載	
研究開発プログラム構想の概要	※端的に記載してください。	
背景	非連続なイノベーションのポイント （従来技術の到達限界等）	期待される産業や社会へのインパクト
※プログラムを構想するに至った背景や問題意識を端的に記載してください。	※他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジであることを端的にアピールしてください。 ※従来技術の到達限界および本技術の飛躍度なども併せて分かりやすく記載して下さい。	※産業や社会のあり方の大きな変革をどのようにもたらすのか、端的にアピールしてください。
<p>※研究開発プログラム構想の概要について、非連続なイノベーションを目指すハイリスク・ハイインパクトなチャレンジであること、期待される産業や社会へのインパクトが一見して分かるよう工夫しつつ、産業や社会のあり方を変革するに至るまでのシナリオ等も考慮にいれて、簡潔に図示ください。</p>		
【予想されるリスク、達成の困難度】 ※端的に記載してください。	【困難を克服する方策（成功仮説）】 ※左欄に示されるようなハイリスクにも関わらず、克服が可能であるという合理的な成功仮説を端的に記載してください。	
<p>【研究開発プログラム構想の展開体制】</p> <p>※我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集することが分かるよう、主要な研究開発機関、同機関の役割、同機関から参加予定の研究開発責任者について、簡潔に図示ください。（上述のハイリスク・ハイインパクトなチャレンジがどこにあるのか分かるよう記載ください。）</p> <p>※「参加見込み機関」には、〇〇株式会社、〇〇大学、独立行政法人〇〇研究所、NPO 法人〇〇センターのように機関名を記載ください。研究開発責任者の所属が大学の場合、「部署名」には学科等の名称を記載ください。</p>	<p>革新的・非連続的なコンセプト提示</p>	

※様式 1-1 は 1 頁を超えないこと

PM 応募者の基本情報

PM 応募者の基本情報	
(フリガナ) 氏名	
国籍	
所属機関名及び役職	
住所又は居所	
略歴	
<p>【学歴、職歴、その他特記すべき活動歴に分けて記入】</p> <p>学歴（大学卒業以降）</p> <p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 博士（〇〇学）（〇〇大学） 取得</p> <p>職歴（主な職歴と職務内容）</p> <p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部（〇〇〇〇〇〇について開発）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学特任准教授（〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部（〇〇〇〇〇〇事業担当）</p> <p>その他特記すべき活動歴（社会貢献活動、国際活動等本事業に関わる特記事項があれば任意記入）</p> <p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇〇ベンチャーキャピタル株式会社技術諮問委員</p> <p>平成〇〇年 国際〇〇〇学会〇〇分科会運営委員</p>	
PM 応募者の資質・実績に関する情報	
<p>【事業化を指向した研究開発や先端技術を核とした事業化のマネジメントに関する主な経験・実績】</p> <p>※文字装飾可</p>	

※様式 1-2 は 2 頁を超えないこと

【本事業が求める PM として応募者が適任であるとする理由】

※文字装飾可

推薦者について

※推薦状提出予定者（複数名）の氏名、所属、職名等を記載ください。

兼任について（※兼任を希望する場合のみ記載）

※Ⅲ. 1. (1) ④の応募要件を踏まえつつ例外的に兼任が必要な理由を明示すると共に、エフォート比率、クロスアポイントメント制度の有無・制度制定見込み、兼任について所属機関が許可する見込み等を簡潔に記載ください。

他制度での助成の有無（※一部の研究開発を PM 自らが実施するために兼任を希望する場合のみ記載）

※現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※様式 1-3 は 2 頁を超えないこと

様式 1-3

研究開発プログラム構想の概要

研究開発プログラム名
※簡にして要を得た名称を工夫すること。
該当テーマ
※総合科学技術会議の設定した次の 5 つのテーマのうちどれに該当するかを記載。 ①資源制約からの解放とものづくり力の革新 「新世紀日本型価値創造」 ②生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現 「地球との共生」 ③情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現 「人と社会を結ぶスマートコミュニティ」 ④少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供 「誰もが健やかで快適な生活を実現」 ⑤人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化 「国民一人一人が実感するレジリエンスを実現」
キーワード
※出口、コンセプト、技術等、プログラム構想の特徴を表すキーワードを 3 つ記載
研究開発プログラムの概要
※400 字程度で要点を記載ください。
テーマへの貢献（産業や社会のあり方の大きな変革）
※提案する研究開発プログラムが該当テーマに対してどのような貢献をするのか（産業や社会のあり方の大きな変革をどのようにもたらすのか）、簡潔に記載ください。 ※文字装飾可

制度との整合性①（ハイインパクト）

※他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること（漸進的ではなく、非連続なイノベーションを目指すものか）を簡潔に記載ください。

※文字装飾可

制度との整合性②（研究開発力等の結集）

※我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集できるものであること（研究開発プログラムの実施体制、参加者の見通しなど体制構築の実現可能性）を簡潔に記載ください。

※文字装飾可、図画可

現状分析／困難／困難を克服する方策

※提案する研究開発プログラムに関し、市場動向・社会的要請や研究開発・技術動向など国内外の状況を現状分析し、現在直面している困難や直面することが予想される困難は何なのかを明確化した上で、その困難を本研究開発プログラムによりどのように克服するのか、簡潔に記載ください。

※文字装飾可、図画可

プログラム終了時の成功判断の基準

※研究開発プログラムの終了時点での成功判断の基準は何か簡潔に記載してください。

※様式2は10頁を超えないこと

様式2

1. PM 応募者の基本情報

PM 応募者の基本情報	
(フリガナ) 氏名	
国籍	
所属機関名及び役職	
住所又は居所	
連絡先	電話番号： e-mail アドレス：
略歴	
<p>【学歴、職歴、その他特記すべき活動歴に分けて記入】 ※概要書類（様式1-2）に記載した内容と同じ。</p> <p>学歴（大学卒業以降） （記入例） 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 平成〇〇年 博士（〇〇学）（〇〇大学） 取得</p> <p>職歴（主な職歴と職務内容） （記入例） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部（〇〇〇〇〇〇について開発） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学特任准教授（〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部（〇〇〇〇〇〇事業担当）</p> <p>その他特記すべき活動歴（社会貢献活動、国際活動等本事業に関わる特記事項があれば任意記入） （記入例） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇〇ベンチャーキャピタル株式会社技術諮問委員 平成〇〇年 国際〇〇〇学会〇〇分科会運営委員</p>	
PM 応募者の資質・実績に関する情報①	
<p>（事業化を指向した研究開発や先端技術を核とした事業化のマネジメントに関する主な経験・実績） ※概要書類（様式1-2）に記載した内容と同じ。 ※文字装飾可</p>	

PM 応募者の資質・実績に関する情報②
(本事業が求める PM として応募者が適任であるとする理由)

※概要書類(様式 1-2)に記載した内容を詳述ください。
※文字装飾可

※PM 応募者が、事業化を指向した研究開発活動や先端技術を核とした事業化活動に卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有することを証明するため、後述する様式にて複数名からの推薦状を提出してください。なお、審査過程において、推薦状提出者に対してヒアリング・電話等による調査を行う可能性がありますので、調査に協力いただける方からの推薦状を提出願います。(推薦者のうち 1 名は、現在の所属機関以外の機関に属する者とする。)

兼任について (※兼任を希望する場合のみ記載)

※Ⅲ. 1. (1) ④の応募要件を踏まえつつ例外的に兼任が必要な理由を明示すると共に、エフォート比率、クロスアポイントメント制度の有無・制度制定見込み、兼任について所属機関が許可する見込み等を簡潔に記載ください。

他制度での助成の有無 (※一部の研究開発を PM 自らが実施するために兼任を希望する場合のみ記載)

※現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

帰国予定について (※応募時において PM 応募者の居所が海外である場合のみ記載)

※応募時において、PM 応募者の居所が海外である場合は、採択された場合の帰国スケジュール(見込み)を記載ください。

2. 研究開発プログラム構想

①基本事項

研究開発プログラム名
※概要書類（様式1-3）に記載した内容と同じ。
該当テーマ
※概要書類（様式1-3）に記載した内容と同じ。
キーワード
※概要書類（様式1-3）に記載した内容と同じ。
研究開発プログラムの概要
※概要書類（様式1-3）に記載した内容と同じ。
テーマへの貢献（産業や社会のあり方の大きな変革）
※概要書類（様式1-3）に記載した内容を詳述ください。 ※文字装飾可
制度との整合性①（ハイインパクト）
※概要書類（様式1-3）に記載した内容を詳述ください。 ※文字装飾可

--

制度との整合性②（研究開発力等の結集）

※概要書類（様式 1－3）に記載した内容を詳述ください。
※文字装飾可、図画可

--

現状分析／困難／困難を克服する方策

※概要書類（様式 1－3）に記載した内容を詳述ください。
※文字装飾可、図画可

--

プログラム終了時の成功判断の基準

※概要書類（様式 1－3）に記載した内容を詳述ください。

--

②推進計画

産業や社会のあり方を変革するシナリオ

※提案する研究開発プログラムが将来の産業や社会のあり方を変革するに至るまでのシナリオを記載してください。同シナリオは、本事業での支援を受ける実施期間内に限らず、実際に産業や社会のあり方を変革するまでの過程を大まかな目標年次を挙げながら記載してください。

※ここで、本事業での支援を受ける実施期間内のシナリオに関しては、研究開発機関にどのような研究開発をいつ実施させるのか、適切にマイルストーンを設定し、具体的な進捗スケジュールを記載してください。（なお、本制度の主旨に鑑み、ここで記載した通りの硬直的な事業運営を求めるものではなく、成果達成の上で最適となるよう柔軟な事業運営が認められます。）

※文字装飾可、図画可

実施期間及び必要経費概算

実施期間：平成26年度～平成〇〇年度

必要経費概算：〇〇億円（H26：〇億円、H27：〇億円、H28：〇億円、…）

研究開発実施体制

※確実に参加が見込まれる主要な研究開発機関、同機関の役割、同機関から参加予定の研究開発責任者について簡潔に記載ください。詳細は3. において記載ください。(研究開発プログラム構想が、我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集したものであることを判断する上で重要と考えられる主要機関については漏れなく記載することが望ましい。)

※PMは、採用決定後に、研究開発プログラム計画の作り込みの過程で、ここに記載された研究開発機関に限らず、改めて最適な研究開発機関を選定することができる。ただし、ここで記載した機関が実際には参加しない場合、研究開発機関選定手続において求められる有識者会議による確認が得られないことがあり得る。

※優れた人材や技術を結集するという ImPACT の趣旨を鑑み、PM との利害関係を画一的な基準によって判断し、研究実施機関から予め一律に排除してしまうことは適切でないことから、PM は当該研究実施機関との間で一定の利害関係があったとしても、採択する必要性、合理性、妥当性等を推進会議が認めれば、その範囲で研究チームに加えることが認められる。ここで対象とする利害関係者の定義は以下の通り

(a) PM 自身が研究担当者となる場合。

(b) PM と親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。

(c) PM の兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。

(d) PM と緊密な共同研究を行っている者。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った者。

(e) 過去に通算10年以上、PM と「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。

(f) その他推進会議が利害関係者と判断した場合

※文字装飾可、図画可

主要な研究機関の役割・必要経費等

研究開発機関	責任者	研究開発プログラム構想における役割	経費概算 (億円)	利害関係 (有・無)
				有・無
				有・無
				有・無

③概要資料（様式 1－3）からの主要な変更事項

※ここまでに記載した事項について、概要資料（様式 1－3）の提出後に関係機関との協議等を重ねた結果として、概要資料（様式 1－3）から変更が生じていれば、主要な変更事項と変更理由について記載ください。概要資料（様式 1－3）の提出後、本詳細資料提出までの間の PM 応募者の努力により、研究開発プログラム構想が進化・深化し、建設的な変更事項が発生することは、当然に想定されています。

④研究開発プログラム構想の作り込みに係る計画

※PM に採用後に研究開発プログラムを作り込むために行う取組みについて、構想や計画を記載してください。（通常、シンポジウム、ワークショップ、アイデアコンテスト等の手法が想定されますが、これに限らず、我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識を結集して産業や社会のあり方の変革を実現するという本事業の主旨に則り、PM のイニシアティブによる挑戦的な作りこみ活動が提案されることを期待します。）
※文字装飾可、図画可

3. 研究開発プログラムへの主要な参加予定機関に関する情報

※PM 応募者が提案する研究開発プログラムに確実に参加が見込まれる主要な研究開発機関に関して作成すること。（ここに記載する以外の参加機関があることを妨げないが、研究開発プログラム構想の妥当性を判断する上で重要と考えられる主要機関については漏れなく記載することが望ましい。なお、ここで記載した機関が実際には参加しない場合には、研究開発機関選定手続において求められる有識者会議による確認が得られない場合がある。）

※主要な参加予定機関が複数ある場合は、本フォーマットをコピーし、機関毎に作成すること。

①参加予定の主要な研究開発機関

機関名	
参加部署名	※機関内の事業部名、学科名などを記載ください。
機関・部署の概要	
実績及び役割	※参加機関がどのような能力・実績を有し、どのような貢献が可能なのか、研究開発プログラムにおける役割を記載ください。
特記事項（該当の場合のみ）	
PM 応募者に関する機関 （該当の場合のみ）	※PM 応募者に関する機関の場合、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要な理由を記載ください。
国外の機関 （該当の場合のみ）	※国外の機関の場合、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要な理由を記載ください。

②上記①の機関におけるプログラムに参加予定の研究開発責任者（1名）の基本情報

(フリガナ) 氏名	
所属機関名及び役職	
略歴	
現在の研究開発との関係	
<p>※現在実施している研究開発の概要を記載。 ※現在、国の事業等において研究開発を実施している場合は、当該事業名、研究テーマ、実施期間及び、本プログラムに採択された場合における、現在実施している研究開発の取扱（整理・調整等）について記載。</p>	
プログラムへのエフォート（1）	（全仕事時間に占める、プログラムの研究開発活動時間の割合）%
プログラムへのエフォート（2）	（研究開発活動時間全体に占める、プログラムの研究開発活動時間の割合）%

4. 連絡先その他

本件に関する連絡先	(所在地) ※本件に関する窓口は一箇所とすること。 〒 (TEL) (FAX) (e-mail) (担当者)
備考	※留意事項等があれば記載。

